

# 「保険で直せる」にご用心！

～あなたの身近でも増えています！～

台風・豪雨・大雪・地震・落雷などの自然災害の後、火災保険・地震保険の請求を

訪問、インターネット広告、SNS等で勧誘する業者  
とのトラブルが発生しています。



事例：災害で家屋が被害を受けて、困っていたところ修理業者を名乗る者が訪れ、「早く直さないといけない。契約書は後で持ってくる。」などと言われ、修理を依頼したが、不審に思いキャンセルをしようとしたところ、高額のカンセル料を請求された。

## 保険の請求に手数料はかかりません！

保険金の請求は、加入者ご自身で簡単に行うことができることから、まずは、

加入している損害保険会社や損害保険代理店に相談する  
ようにしましょう。

事例：災害で家屋が被害を受けて、困っていたところ修理業者を名乗る者が訪れ、「修理と保険の請求も全てこちらで請求をする。」などと言われ、修理と保険金の請求を修理業者に依頼したところ、思っていた以上の手数料を要求された。

## 知らないうちに詐欺に加担する恐れがあります！

うその理由で、保険金を請求すると

詐欺（10年以下の懲役）

に該当する恐れがあります。

事例：以前から家屋の一部が壊れていたが、災害でも家屋の一部が壊れたため、困っていたところ修理業者を名乗る者が訪れ、「以前から壊れていた箇所も今回の災害で壊れたことにして保険金で、全て修理しましょう。」などと言われ、うその保険金請求を依頼した。

※記載した事例は、一般社団法人日本損害保険協会ホームページから引用

千葉県警察本部  
TEL:043-201-0110

